

暑中お見舞い申し上げます

● 今月の経営チェックポイント

- 個人事業税の第1期分の納付は8月31日（木）迄です。
- 個人住民税普通徴収税額第2期分の納付は8月31日（木）迄です。
- 8月、9月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 8月14日（月）～15日（火）当事務所はお盆休みとさせていただきます。

● 着眼点

平成29年度税法改正（所得税関係）について

税理士 田中 彰

平成29年も8月になりました。歳を取れば取るほど1年が早く感じることを実感している今日この頃です。また、今が1年で一番暑い季節だろうと思います。外気の暑さと冷房の温度差のせいか夏風邪が流行っているそうです。皆さまには、厳しい季節ではありますが体調管理に留意され健やかに過ごされるようお願いしています。

さて、今年の所得税関係の税法改正の主なものを挙げますと、

① 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

本人の所得に応じて配偶者控除や配偶者特別控除額が減額されます。合計所得金額が1,000万円を超える者はこれらの適用なし。平成30年分以後の所得税から適用

② 非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設

非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）が創設され、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（NISA）と選択して適用が可能となりました。

平成30年から平成49年の口座開設分について適用

③ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の拡充

適用対象工事に特定省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を付加。

この工事の費用に相当する住宅借入金等が付加。H29.4.1～H33.12.31までに適用

④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の拡充

適用対象工事に一定の耐久性向上改修工事耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う

ものを付加。一定の工事合計額の10%を控除（限度額あり）適用は③と同様

⑤ 住宅ローン控除の対象とならない借入金の見直し

住宅ローン控除の対象とならない使用人からの住宅借入金等に係る利率が0.2%未満（改正前は1%未満）に引下げ。平29.1.1以後に自己の居住の用に供する場合に適用

⑥ 税務署への届出書の見直し

納税地の変更や異動に関する届出書は変更後や異動後の納税地の税務署へは提出不要
不明な点や詳しくお知りになりたい点もあるかと思えます。当事務所へお問合せください。

●最低賃金の目安額が公表されました

7月25日、2017年の最低賃金の（時給）の引き上げ額について、目安額が示されました。

全国平均で25円の引き上げとなり、過去最大の引き上げ額だそうです。

実現すれば全国平均で848円、京都では856円になります。

この目安をもとに、今後、都道府県ごとに最低賃金が決められ、10月に改定される予定です。

現在の最低賃金は、1番高い都道府県は東京都で932円、1番低い都道府県が宮崎県、沖縄県で714円となっており、218円の差があるそうです。

余談ですが、私が大学生の時にバイトしていた本屋さんは時給650円でした。

（文責 竹次 貴）

●8月から年金制度が変わりました

既にご存知のとおり、これまで国民年金の受給資格期間が25年だったものが10年になり、これまで無年金であった68万人が新たに年金を受け取れるようになりました。老齢基礎年金の2分の1は国庫負担です。つまり、65歳から死ぬまで半額は税金である年金を受給できるという事です。その財源をめぐる議論は尽きないところですが、払うときは社会保険料控除として、所得税、住民税の額に影響します。細かい制度はどんどん変わっていきませんが、広い視野で社会保障を見ていきたいと思えます。

（文責 渡辺 晶子）

●贈与税について

贈与税は一人の人が個人から1月1日～12月31日までの間にもらった財産に係る税金です。会社などからもらった財産には贈与税はかかりません。ただし贈与税には基礎控除という1年間に110万円の非課税枠がありますので、実際にはもらった財産の金額から110万円を引いた金額に贈与税の税率を掛けた金額が贈与税額になります。1年間にもらった財産の金額が110万円以下ならば贈与税の申告、納税とも不要となります。

また、贈与税には一定の要件に該当する場合に「相続時精算税制度」「居住用不動産又は居住用不動産の所得資金の配偶者控除」「住宅取得資金の贈与」「教育資金の贈与」「子育て資金の贈与」などの特例措置があります。贈与税がかかる場合には、財産をもらった年の翌年2月1日～3月15日の間に申告・納税の必要があります。

贈与税についてのご相談は当事務所へお尋ねください。

（文責 田中 恵子）